

維持管理に関する計画

| 排ガスの性状                                    |                   | 設計計算値            | 維持管理基準値 | 測定頻度 |
|---|-------------------|------------------|---------|------|
| ばいじん [g/Nm <sup>3</sup> ]                 |                   |                  |         |      |
| 硫黄酸化物 [Nm <sup>3</sup> /h]                |                   |                  |         |      |
| 窒素酸化物 [cm <sup>3</sup> /Nm <sup>3</sup> ] |                   |                  |         |      |
| 塩化水素 [mg/Nm <sup>3</sup> ]                |                   |                  |         |      |
| ダイオキシン類 [ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> ]         |                   |                  |         |      |
| 放流水の水質                                    |                   | 設計計算値            | 維持管理基準値 | 測定頻度 |
| 水素イオン濃度 (pH)                              |                   |                  |         |      |
| 生物化学的酸素要求量 (BOD) [mg/L]                   |                   |                  |         |      |
| 化学学的酸素要求量 (COD) [mg/L]                    |                   |                  |         |      |
| 浮遊物質 (SS) [mg/L]                          |                   |                  |         |      |
|   |                   |                  |         |      |
|   |                   |                  |         |      |
|   |                   |                  |         |      |
|   |                   |                  |         |      |
| その他*                                      |                   | 設計計算値            | 維持管理基準値 | 測定頻度 |
|   |                   |                  |         |      |
|   |                   |                  |         |      |
| その他<br>維持管理に<br>関する事項                     | 施設整備・点検の頻度等       | 別添維持管理マニュアルのとおり  |         |      |
|   | 維持管理基準等への<br>対応状況 | 別記様式 50-1-1 のとおり |         |      |
|   | その他               | 別添維持管理マニュアルのとおり  |         |      |

※ 騒音、振動等についても周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値を定める場合には、適宜記載すること。

別記様式50-1-1 維持管理基準等への対応状況(安定型最終処分場)

1 維持管理基準\*関係

| 基準  | 措置内容   | 関連書類等                               |
|---|--|-------------------------------------|
| 飛散、流出<br>(第2条第2項柱書き<br>⇒第1条第2項第1号)          | 飛散しやすい廃棄物は強風時には埋立を行なわないほか、埋立する場合は、即日覆土または、がれき類(同時に搬入された場合)で速やかに覆います。<br>また適宜散水を行なうことにより飛散防止します。                              | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P6①        |
| 悪臭<br>(第2条第2項柱書き<br>⇒第1条第2項第2号)             | 日常点検による悪臭の発生状況の確認、即日覆土を実施。<br>また悪臭が発生した場合は即時受入を停止し速やかに石狩振興局環境生活課に報告し対応を協議した上で適切な対策を講じる。                                      | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P6④        |
| 火災<br>(第2条第2項柱書き<br>⇒第1条第2項第3号)             | 日常点検による異常の確認、消火器の設置  | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P6②        |
| 衛生害虫等<br>(第2条第2項柱書き<br>⇒第1条第2項第4号)          | 日常点検による悪臭の発生状況の確認、即日覆土、また発生した場合は薬剤の散布  | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P6③        |
| 立札<br>(第2条第2項柱書き<br>⇒第1条第2項第6号)             | 日常点検の実施で破損や見えやすい状況にあるかを確認。立札は常に最新の内容を示す。異常時には破損部分の緊急措置を施し、早急に補修  | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P6⑤        |
| 擁壁等の点検<br>(第2条第2項第2号柱書き<br>⇒第2条第1項第7号)      | 日常的な管理の中での状況確認と、1回/月の定期点検の実施。また、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行う。擁壁等が損壊する恐れが認められた際には、速やかに必要な措置を講ずる。                                   | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P6⑥        |
| 残余容量の測定、記録<br>(第2条第2項第2号柱書き<br>⇒第2条第1項第19号) | 1回/年の測定と記録   | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P11 5      |
| 記録の作成及び保存<br>(第2条第2項第2号柱書き<br>⇒第2条第1項第20号)  | 産業廃棄物の種類・数量・点検・検査結果は管理日報に記載し保管期間を処分場廃止までとする。閲覧は、当社の操業日(平日月曜日～土曜日)の9時から16時までで行う。閲覧は、株式会社親電工本社(札幌市)当別営業所(当別町)として翌月末日までに整理し備え置く | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P11 5      |
| 囲い<br>(第2条第2項第2号イ)                          | 進入防止柵(有刺鉄線)の設置により対処します   | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P6⑤        |
| 展開検査<br>(第2条第2項第2号ロ)                        | 展開検査場にて目視による展開検査の実施、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認しその結果、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められる場合には、当該産業廃棄物の受入拒否し全て持ち帰らせる。                  | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P4 1-③     |
| 地下水の水質検査<br>(第2条第2項第2号ハ)                    | 埋立開始前に全ての観測井戸の地下水等検査項目について測定し、かつ記録する。全ての観測井戸の地下水等検査項目を1年に1回の水質検査を実施し記録する。また、月に1回全ての観測井戸の電気伝導度・塩化物イオン濃度の検査を実施し記録する。           | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P8 3-①②    |
| 地下水の水質悪化が認められた場合の措置<br>(第2条第2項第2号ニ)         | 水質悪化の原因調査の実施と新たな廃棄物の搬入中止、石狩振興局環境生活課・当別町環境生活課に連絡する。   | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P8 3-②     |
| 浸透水の水質検査<br>(第2条第2項第2号ホ)                    | 浸透水採取柵設置しBODについては1ヶ月に1回実施し記録する   | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P10・11 4-① |

※ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

| 基準                                   | 措置内容   | 関連書類等                               |
|--------------------------------------|--|-------------------------------------|
| 浸透水の水質の基準<br>不適合時の措置<br>(第2条第2項第2号へ) | 水質悪化の原因調査の実施と新たな廃棄物の搬入中止、石狩振興局環境生活課・当別町環境生活課に連絡する。 | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P10・11 4・① |
| 開口部の閉鎖<br>(第2条第2項第2号ト)               | 1.0mの最終覆土を行い閉鎖。採草地として利用する。                         | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P12 6      |
| 覆いの損壊防止<br>(第2条第2項第2号チ)              | 覆いの損傷が認められないか1回/月の点検を行う。破損した場合は、早急に補修・復旧を行う。       | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P12 6      |

## 2 廃止基準\*関係

| 設備(基準)                                    | 対応・確認方法   | 関連書類等                         |
|---|---|-------------------------------|
| 悪臭発散防止<br>(第2条第3項柱書き<br>⇒第1条第3項第2号)       | 悪臭が発生しないように覆土の状況について1回/月点検を実施する。                    | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P13③ |
| 火災発生防止<br>(第2条第3項柱書き<br>⇒第1条第3項第3号)       | 沈下等により覆土から廃棄物が出ていないか1回/月の点検を行う。                     | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P13① |
| 衛生害虫等発生防止<br>(第2条第3項柱書き<br>⇒第1条第3項第4号)    | 発生しないように覆土の状況について1回/月点検を実施する。                       | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P13② |
| 生活環境保全上の支障<br>(第2条第3項柱書き<br>⇒第1条第3項第11号)  | 処分場からの浸透水等により周辺の作物等の立ち枯れ等が無い、3ヶ月に1回程度の周辺地域の調査を実施する。 | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P14⑨ |
| ガスの発生<br>(第2条第3項第2号柱書き<br>⇒第1条第3項第7号)     | ガスの発生について測定し確認する。                                   | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P13④ |
| 埋立地の内部の温度<br>(第2条第3項第2号柱書き<br>⇒第1条第3項第8号) | 埋立地内部の温度測定を行い処分場周囲との温度を比較し異常な高温になっていないか確認する。        | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P14⑩ |
| 構造基準への適合<br>(第2条第3項第2号イ)                  | 構造基準に適合しているか又破損等がないか1回/月の点検を行う。                     | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P13⑦ |
| 地下水の水質<br>(第2条第3項第2号ロ)                    | 地下水等検査項目を1年に1回の水質検査を実施し記録する。                        | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P13⑤ |
| 浸透水の水質<br>(第2条第3項第2号ハ)                    | BODについては3ヶ月に1回実施し記録する                               | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P13⑥ |
| 覆い<br>(第2条第3項第2号ニ)                        | 覆土(最終覆土1.0m)の覆いの損傷が認められないか1回/月の点検を行う                | インデックス10<br>維持管理マニュアル<br>P14⑧ |

※ 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」

## 維持管理マニュアル

### 埋立処分開始前～埋立処分終了の期間

#### 1. 産業廃棄物の受け入れ方法

①受け入れる産業廃棄物の種類並び量が当社処理施設で処理できる産業廃棄物かを事前に確認し必要に応じては排出事業者並びに収集運搬事業者に対し性状の分析又は計量の証明書等の提出を求め確認します。

②廃棄物搬入車の受入検査については、計量する前に職員による manifests の内容確認と荷台内の廃棄物の目視検査(必要であればスコップ等を用いて内部の確認を行なう)を行い合格した車両のみ計量を行います。

確認事項 manifests の内容確認・受入物の目視確認

許可品目別に分別されているか確認

(許可品目であっても混載状態の物については、一度持ち帰らせて許可品目別に分別させその後受入を行なう。判別不明なものについては受入を行わない)

計量機については、当社既存安定型処分場に設置済みの計量機を使用

③計量後、廃棄物搬入車は職員の指示に従い展開検査場にて数回にわけてダンプアップし廃棄物をおろし、約 30 cm 程度の高さに重機または手作業により展開し目視検査を行い取り扱える種類であるか・許可品目以外の混入が無いかを確認します。

④展開検査後、搬入可能な場合についてはバックホー並びに職員による手作業にて取り残しの無い様積み込みを行い積み残しの無い事を目視確認後、指示により処分場内へ廃棄物搬入車を搬入させて埋立処分を行います。

⑤展開検査後、当処分場許可品目以外の混入が認められた場合については、全て廃棄物搬入車に再度積み込み(積み残しの無い事を目視確認後)受入を拒否し manifests と共に持ち帰らせます。(排出事業者並びに収集運搬事業者に対して口頭又は書面にて注意します。悪質な場合については、当処理施設への搬入受付はしない。)

⑥許可を受けた産業廃棄物以外の廃棄物が搬入されないよう排出事業者及び収集運搬業者との連携を常に取り事前に防止します。

⑧排出事業者・収集運搬事業者又は搬入品目については、常に契約書、マニフェスト等で確認し、これらが不明の場合は当該産業廃棄物を受け入れません。

使用機材・各配置人員は以下の通りです。

搬入時 機材 計量機(既存安定型処分場に設置済みの計量機を使用)  
人員 計量機オペレーター 1人 計量前目視検査員 1人

展開検査並びに処分場誘導時

機材 バックホー1台  
人員 誘導・展開目視検査員1人 バックホーオペレーター 1人

## 2. 施設操業時の維持管理

### ①飛散、流出防止

埋立地の外に産業廃棄物が飛散・流出しないように、フィルム状の廃プラスチック類等飛散しやすい廃棄物は強風時には埋立を行なわないほか、埋立する場合は、即日覆土または、土砂もしくははがれき類（同時に搬入された場合）で速やかに覆います。粉じん防止対策としては、移動式貯水タンクによりホース等を利用して適宜散水を行ないます。廃棄物搬入車に土砂や廃棄物が付着した場合は手作業で除去し飛散・流出防止を行なう。なお、管理技術者は1回/日の日常点検により、廃棄物の受け入れ状況や飛散状況等の検査を行います。

### ②火災防止

火災発生防止対策としては、日常点検により埋立処分場内の状況、異常の有無を確認する。埋立に際しては、可燃性の産業廃棄物に対する適正な覆土を行います。また、火災発生時に対処するために消火器6本を設け、消火器は施設内の1ヵ所に常備します。

### ③衛生害虫等防止方法

ねずみ、蚊、ハエ、その他の衛生害虫等が発生した場合については、廃棄物の搬入を停止し関係各所に連絡します。また、同時に原因調査を行ない薬剤散布等の措置を行います。また、日常点検では、常に衛生害虫の発生状況を確認します。

### ④悪臭・カラス発生防止方法

悪臭が発生した場合は即時受入を停止し速やか関係各所に報告し対応を協議した上で適切な対策を講じる。また、日常点検では常に悪臭・カラスの発生状況を確認し必要に応じて即日覆土を実施する。

### ⑤囲い・立札

みだりに人が埋立地に立ち入ることを防止できるような囲い(進入防止柵)を設け、立札には最終処分場であることを表示し、常に最新(変更があった場合は変更後)の内容を示します。また、これらの設備に破損がないか見えやすい状況にあるかどうか日常点検を実施します。囲い(有刺鉄線防護柵)が破損した場合は、早急に補修・復旧を行います。

### ⑥擁壁等の点検

擁壁は、日常的な管理の中で状況確認を行うとともに、1回/月の定期点検を実施する。また、地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を行います。

### ⑦開渠等の維持管理

処分場周囲に敷設した開渠や管渠の設備は、土砂等の堆積がないように常に良好な状態を保つように日常点検を行います。土砂等の堆積があった場合には、速やかに清掃作業を実施します。

#### ⑧騒音・振動の抑制方法

場内作業に使用する重機等の車両の整備・点検を徹底し、できる限り騒音・振動を抑制します。使用するこれらの車両は、可能な限り低騒音・低振動型のものを採用し、騒音・振動の抑止に努める。この他に、廃棄物を輸送するトラックに過積載を行わないことや、特に住宅地周辺の運転は法定速度を厳守するのはもちろんのこと、状況に応じた安全運転をこころがけるように口頭や書面による周知徹底を行ないます。また、1年に1回程度は、住民の方と意見交換を行い、騒音・振動に関する住民の認識を確認する。

なお、場内運行速度は20 km以下とします。

#### ⑨その他の維持管理方法

門扉、進入防止柵、立札等の付帯施設や搬入路に関しては、日常点検を行い、又強風・大雨・台風時等については、事前・事後に点検し地震等の発生した後には緊急点検を実施します。これらの施設について、破損を発見した場合は発見しだい補修します。埋立地盤や周辺地盤の監視や、各種管理記録の作成・保管を行い公表できる体制を整えます。この他に、特に地域住民の方々に対しては、不安要素を低減していただけるように、定期的に施設内の視察や説明会の実施、地域ボランティアの参加によって施設や維持管理に関する住民意見の聴取等を積極的に行うことによって、より良い維持管理が実施できるようにします。

#### ⑩堰堤等の緑化維持管理方法

堰堤の法面等緑化部分については、適宜植生状況を確認し不良箇所については施肥等の維持管理を行います

### 3. 地下水等の水質検査

#### ①埋立処分開始前の地下水の検査

埋立開始前に地下水検査項目について測定・記録します。

なお、地下水検査項目は以下のとおりである。

表1 埋立処分開始前の地下水検査項目（埋立開始前）

|     | 検査項目           | 頻 度      | 基準値          |
|-----|----------------|----------|--------------|
| 地下水 | アルキル水銀         | 埋立開始前に実施 | 検出されないこと     |
|     | 総水銀            | 埋立開始前に実施 | 0.0005mg/ℓ以下 |
|     | カドミウム          | 埋立開始前に実施 | 0.01mg/ℓ以下   |
|     | 鉛              | 埋立開始前に実施 | 0.01mg/ℓ以下   |
|     | 六価クロム          | 埋立開始前に実施 | 0.05mg/ℓ以下   |
|     | 砒素             | 埋立開始前に実施 | 0.01mg/ℓ以下   |
|     | 全シアン           | 埋立開始前に実施 | 検出されないこと     |
|     | ポリ塩化ビフェニル      | 埋立開始前に実施 | 検出されないこと     |
|     | トリクロロエチレン      | 埋立開始前に実施 | 0.03mg/ℓ以下   |
|     | テトラクロロエチレン     | 埋立開始前に実施 | 0.01mg/ℓ以下   |
|     | ジクロロメタン        | 埋立開始前に実施 | 0.02mg/ℓ以下   |
|     | 四塩化炭素          | 埋立開始前に実施 | 0.002mg/ℓ以下  |
|     | 1,2-ジクロロエタン    | 埋立開始前に実施 | 0.004mg/ℓ以下  |
|     | 1,1-ジクロロエチレン   | 埋立開始前に実施 | 0.1mg/ℓ以下    |
|     | 1,2-ジクロロエチレン   | 埋立開始前に実施 | 0.04mg/ℓ以下   |
|     | 1,1,1-トリクロロエタン | 埋立開始前に実施 | 1mg/ℓ以下      |
|     | 1,1,2-トリクロロエタン | 埋立開始前に実施 | 0.006mg/ℓ以下  |
|     | 1,3-ジクロロプロペン   | 埋立開始前に実施 | 0.002mg/ℓ以下  |
|     | チウラム           | 埋立開始前に実施 | 0.006mg/ℓ以下  |
|     | シマジン           | 埋立開始前に実施 | 0.003mg/ℓ以下  |
|     | ベンゼン           | 埋立開始前に実施 | 0.01mg/ℓ以下   |
|     | チオベンカルブ        | 埋立開始前に実施 | 0.02mg/ℓ以下   |
|     | セレン            | 埋立開始前に実施 | 0.01mg/ℓ以下   |
|     | 1,4-ジオキサン      | 埋立開始前に実施 | 0.05mg/ℓ以下   |
|     | 塩化ビニルモノマー      | 埋立開始前に実施 | 0.002mg/ℓ以下  |
|     | ダイオキシン類        | 埋立開始前に実施 | 1pg/ℓ以下      |



②埋立処分開始後の地下水の検査

埋立開始後は、地下水等検査項目は1年に1回の測定を行い記録します。

地下水の水質検査の結果が基準に適合していないときは、水質の詳細な調査を開始すると共に水質悪化原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入を中止し、振興局等に連絡します。

表2 埋立処分開始後の地下水検査項目（埋立期間中）

| 検査項目           | 頻 度            | 維持管理目標値      |
|----------------|----------------|--------------|
| アルキル水銀         | 年/1回           | 検出されないこと     |
| 総水銀            | 年/1回           | 0.0005mg/ℓ以下 |
| カドミウム          | 年/1回           | 0.01mg/ℓ以下   |
| 鉛              | 年/1回           | 0.01mg/ℓ以下   |
| 六価クロム          | 年/1回           | 0.05mg/ℓ以下   |
| 砒素             | 年/1回           | 0.01mg/ℓ以下   |
| 全シアン           | 年/1回           | 検出されないこと     |
| ポリ塩化ビフェニル      | 年/1回           | 検出されないこと     |
| トリクロロエチレン      | 年/1回           | 0.03mg/ℓ以下   |
| テトラクロロエチレン     | 年/1回           | 0.01mg/ℓ以下   |
| ジクロロメタン        | 年/1回           | 0.02mg/ℓ以下   |
| 四塩化炭素          | 年/1回           | 0.002mg/ℓ以下  |
| 1,2-ジクロロエタン    | 年/1回           | 0.004mg/ℓ以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 年/1回           | 0.1mg/ℓ以下    |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 年/1回           | 0.04mg/ℓ以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 年/1回           | 1mg/ℓ以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 年/1回           | 0.006mg/ℓ以下  |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 年/1回           | 0.002mg/ℓ以下  |
| チウラム           | 年/1回           | 0.006mg/ℓ以下  |
| シマジン           | 年/1回           | 0.003mg/ℓ以下  |
| ベンゼン           | 年/1回           | 0.01mg/ℓ以下   |
| チオベンカルブ        | 年/1回           | 0.02mg/ℓ以下   |
| セレン            | 年/1回           | 0.01mg/ℓ以下   |
| 1,4-ジオキサン      | 年/1回           | 0.05mg/ℓ以下   |
| 塩化ビニルモノマー      | 年/1回           | 0.002mg/ℓ以下  |
| ダイオキシン類        | 年/1回(埋立開始後2年間) | 1pg/ℓ以下      |

#### 4. 浸透水の水質検査

##### ①浸透水検査

採取設備により採取された浸透水については、地下水等検査項目を1年に1回の測定を行い記録します。又、BODを1ヶ月に1回（埋め立て処分が終了した埋立地については3ヶ月に1回）の測定を行い記録します。

表3 埋立処分開始後の浸透水検査項目（埋立期間中）

| 検査項目           | 頻 度  | 維持管理目標値      |
|----------------|------|--------------|
| BOD            | 月/1回 | 20mg/ℓ以下     |
| アルキル水銀         | 年/1回 | 検出されないこと     |
| 総水銀            | 年/1回 | 0.0005mg/ℓ以下 |
| カドミウム          | 年/1回 | 0.01mg/ℓ以下   |
| 鉛              | 年/1回 | 0.01mg/ℓ以下   |
| 六価クロム          | 年/1回 | 0.05mg/ℓ以下   |
| 砒素             | 年/1回 | 0.01mg/ℓ以下   |
| 全シアン           | 年/1回 | 検出されないこと     |
| ポリ塩化ビフェニル      | 年/1回 | 検出されないこと     |
| トリクロロエチレン      | 年/1回 | 0.03mg/ℓ以下   |
| テトラクロロエチレン     | 年/1回 | 0.01mg/ℓ以下   |
| ジクロロメタン        | 年/1回 | 0.02mg/ℓ以下   |
| 四塩化炭素          | 年/1回 | 0.002mg/ℓ以下  |
| 1,2-ジクロロエタン    | 年/1回 | 0.004mg/ℓ以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン   | 年/1回 | 0.1mg/ℓ以下    |
| 1,2-ジクロロエチレン   | 年/1回 | 0.04mg/ℓ以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン | 年/1回 | 1mg/ℓ以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン | 年/1回 | 0.006mg/ℓ以下  |
| 1,3-ジクロロプロペン   | 年/1回 | 0.002mg/ℓ以下  |
| チウラム           | 年/1回 | 0.006mg/ℓ以下  |
| シマジン           | 年/1回 | 0.003mg/ℓ以下  |
| ベンゼン           | 年/1回 | 0.01mg/ℓ以下   |
| チオベンカルブ        | 年/1回 | 0.02mg/ℓ以下   |
| セレン            | 年/1回 | 0.01mg/ℓ以下   |
| 1,4-ジオキサン      | 年/1回 | 0.05mg/ℓ以下   |
| 塩化ビニルモノマー      | 年/1回 | 0-002mg/ℓ以下  |

水質検査の結果、下記の N01・N02 に適合しない場合は、水質の詳細な調査を開始すると共に水質悪化原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入を中止し、振興局等に連絡します。

N01. 浸透水に係る地下水等検査項目の水質検査の結果が基準に適合していないとき。

N02. 浸透水に係る BOD の水質検査の結果が 20mg/ℓ を超えているとき。

## 5. 記録の作成及び保存

廃棄物処理法施行規則第 12 条の 7 の 2、第 12 条の 7 の 3 に定める内容にしたがって、記録の作成及び保存を行います。擁壁等の点検、検査、補修を行った場合は、その記録を残し、廃止まで保存する。また、以下の事項について記録します。

- 1) 処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量
- 2) 展開検査を行った年月日及び実施回数
- 3) 展開検査を行った結果、安定型産業廃棄物以外の付着又は混入が認められた年月日
- 4) 擁壁等の点検を行った年月日及びその結果
- 5) 擁壁等が損壊する恐れがあると認められた場合に措置を講じた年月日と措置の内容
- 6) 残余容量について 1 年に 1 回以上測定しかつ記録すること。
- 7) 地下水、浸透水を採取した場所、年月日、結果の得られた年月日、水質検査の結果
- 8) 地下水、浸透水の検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講じた年月日と内容

※ 上記 1)～8) の内容について各月毎の結果を翌月までに整理します。

※ 記録は、備え置いた日から起算して 3 年を経過するまでの間備え置き閲覧に供する。

閲覧は、当社の操業日（平日月曜日～土曜日）の 9 時から 16 時までに行います。

閲覧は、株式会社 親電工本社（札幌市）株式会社 親電工当別営業所（当別町）の 2 ヲ所として翌月末日までに整理し備え置きます。

また、以下の書類は閲覧用資料とはせず、本社にて整理・保存します。

- 1) 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可申請書（届出書）
- 2) 産業廃棄物処理施設使用前検査申請書
- 3) 産業廃棄物処理実績報告書（年度毎）
- 4) その他支庁に提出した書類等の写し等

維持管理の状況に関する情報及び維持管理に関する計画の公表

上記閲覧に供する記録及び当該処分場の維持管理に関する計画は、次のとおりインターネットを利用して公開する。

公表するホームページのアドレス

<http://www.sanpai.or.jp/m-info/066/>（変更する場合があります）

公表期間

維持管理の状況に関する情報 備え置いた日から起算して 3 年を経過するまでの間

維持管理に関する計画 許可後から当該最終処分場の廃止までの間

## 6. 埋立処分終了

埋立処分が終了した場合、1.0mの最終覆土を行い採草地として利用します。  
覆いの損傷が認められないか1回/月の点検を行う。破損した場合は、早急に補修・復旧を行う。

## 7. 維持管理積立金

廃掃法第8条の5第1項（第15条の2の3において準用する場合を含む）の規定に基づき、埋立処分終了後にその適正な維持管理に必要となる費用を、あらかじめ埋立期間中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てておきます。

## 埋立処分終了後～廃止の期間

### 8. 埋立終了から廃止までの維持管理

#### ①火災の発生防止

火災の発生を防止するために、沈下等により覆土から廃棄物が出ていないか1回/月の点検を行います。

#### ②衛生 害虫等の発生防止

ねずみ、蚊、ハエ、その他の衛生害虫等が発生した場合については、関係各所に連絡し同時に原因調査を行ない薬剤散布等の措置を行います。また、発生しないように覆土の状況について1回/月点検を実施します。

#### ③悪臭・カラス発生防止方法

悪臭・カラスが発生した場合については、関係各所に連絡し同時に原因調査を行ない消臭剤散布等の措置を行います。また、発生しないように覆土の状況について1回/月点検を実施します。

#### ④ガス発生防止方法

ガスの測定は埋立が終了し最終覆土後に最初の測定を行います。その際ガスの発生が認められない場合は廃止の確認の直前までガスの測定は行ないません。また、ガスが発生した場合については、関係各所に連絡し同時に原因調査を行ない大気拡散処理等の措置を行います。

#### ⑤地下水等の水質

地下水検査項目について年1回の測定を行い記録します。(検査項目 表2)  
地下水の水質検査の結果が基準に適合していないとき又は適合しなくなる恐れのある場合は、水質の詳細な調査を開始すると共に水質悪化原因の調査の実施、支庁等に連絡します。

#### ⑥浸透水の水質

地下水検査項目について年1回、BODについては3ヶ月に1回の測定を行い記録します。(検査項目 表3)

浸透水の水質検査の結果が基準に適合していないときは、水質の詳細な調査を開始すると共に水質悪化原因の調査の実施、支庁等に連絡します。

#### ⑦構造基準への適合

地滑り防止工・沈下防止工・擁壁・堰提設備、浸透水集排水設備等が構造基準に適合しているか又破損等がないか1回/月の点検を行います。

⑧覆い

覆土（最終覆土 1.0m）の覆いの損傷が認められないか 1 回/月の点検を行います。

⑨生活環境の保全上の支障

処分場からの浸透水等により周辺の作物等の立ち枯れ等が無い、3 ヶ月に 1 回程度の周辺地域の調査を実施します。

⑩埋立地の内部温度

埋立地内部の温度測定は廃止の確認の直前に行い処分場周囲との温度を比較し異常な高温（温度差が 20 度以上）になっていないか確認します。測定方法は処分場のおおよそ中心を選定し熱電対式温度計で鉛直方向に 1.0m 間隔で測定します。